

提出年月日 : 平成24年 月 日

政策名	小山町部設置条例の一部を改正する条例（案） 小山町事務分掌規則の一部を改正する規則（案） 小山町理事設置規則（案） 小山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）
1 パブリックコメント提出者の対象区分 ※必ず該当する箇所に○印を付けてください。	
ア 町内に住所を有する方 イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方 エ 町内の学校に在学する方 オ 町に対して納税義務を有する方 カ その他パブリックコメント制度の対象となる案件について利害関係を有する方 関係を記載してください。()	
2 提出者 ※必ず記載してください。	
住所（又は所在）	
氏名（又は団体・法人名）	
連絡先	電話番号・FAX TEL () FAX () メールアドレス
3 意見の内容	
意見対象資料	<input type="checkbox"/> 小山町部設置条例の一部を改正する条例（案） <input type="checkbox"/> 小山町事務分掌規則の一部を改正する規則（案） <input type="checkbox"/> 小山町理事設置規則（案） <input type="checkbox"/> 小山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）
ページ	ページ 行 行目 から 行目
(内容) ※複数の意見がある方は、資料の何ページの何行目（どの部分）であるのか具体的に記載してください。	

◎郵送の場合：〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2 小山町企画総務部 企画調整課 財政行革スタッフ あて ※締切日の消印までを有効といたします。

◎ファクシミリの場合：0550-76-4633

◎電子メールの場合：kikaku@fuji-oyama.jp

◎ホームページの場合：www.fuji-oyama.jp



締切日翌日の午前 0 時までの受付といたします。

◎持参する場合：小山町役場本庁舎 3 階 企画調整課の窓口へ、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までにお持ちください。